

## 橋梁点検車使用に伴う注意事項

1. 備品及び附属器具は紛失や破損等に注意するとともに、必ず所定の場所に戻すこと。
2. 橋梁点検車は清掃して返却すること。また、返却の際は指定された燃料を、センター近くの給油所で満タンにして返却すること。
3. 事前に取り扱説明書をよく読むこと。また、特に注意すべき点について下記に記載しているページで確認すること。

### 1. 橋梁点検車の能力および特性

橋梁点検車の能力については、車載の取扱説明書62～63ページで確認すること。

### 2. 使用上注意すべき事項

橋梁点検車を使用する上での注意事項は、車載の取扱説明書11～36ページに記載されているので、熟読の上使用すること。

その他、公益財団法人長崎県建設技術研究センター橋梁点検車取扱要綱及び関係法令を遵守し、事故がないよう十分注意すること。

### 緊急時の連絡先

公益財団法人長崎県建設技術研究センター 総務課

TEL：0957-54-1600

## 公益財団法人長崎県建設技術研究センター 橋梁点検車取扱要綱（抜粋）

第4条第3項 使用者は、当該車両に異常が認められた場合には、直ちに使用を中止してセンター総務課へ連絡し、指示を仰がなければならない。

第5条 使用者は、労働災害、自動車事故、車両故障等が起きた場合には直ちに必要な処置を講じ、警察、消防署、労働基準局その他関係機関への報告を行うとともに、センター総務課へ連絡し、指示を仰がなければならない。

（貸付料）

第8条 貸付料は別に定める。なお、貸付料は承認日より3日以内に納付する。納付が確認できない場合には承認を取り消すものとする。

第9条 貸付の条件は次のとおりとする。

- 1 借受人は、橋梁点検車の借受け及び返却に要する費用ならびに貸付に伴い生じる一切の費用を負担する。
- 2 借受人は、橋梁点検車の貸付を受けた使用目的以外の用途に供してはならない。また、橋梁点検車を転貸又は担保に供してはならない。
- 3 借受人は、橋梁点検車を棄損又は滅失したときは、センターに対してその事実及び理由を報告書にして提出し、センターの指示を仰がなければならない。
- 4 借受人は、点検時に橋梁点検車を棄損又は滅失したときには、保険による補償の範囲を超えた部分について自己の負担において補填、修理又はその損害額を金銭で弁償しなければならない。
- 5 センターは、次に掲げる理由の一に該当するときは、貸付前にあっては貸付を取り消すことができ、貸付後にあっては返却期日前でも橋梁点検車を返却させることができる。
  - （イ） センターとの約定に虚偽が判明したとき。
  - （ロ） 借受人に貸付けることが不相当であると認められる事由が生じたとき。
  - （ハ） 災害その他やむを得ない事情によりセンターにおいて橋梁点検車が必要と見込まれる事態が生じたとき。
- 6 借受人が橋梁点検車を返却期日前に返却しても貸付料の返還は行わない。ただし、期日前返却の理由が前項の（ハ）に該当するときはこの限りではない。
- 7 借受人は橋梁点検車を返却期日までに返却しなければならない。

事故等により返却日以降に使用できない状態で返却された場合、センターは返却日の翌日から使用できる状態に修理されるまでの日数に応じ、1日あたりの貸付料に相当する額を借受人より徴収する。

また故意に返却期日までに返却がなかったときは、返却期日の翌日から返却があった日までの日数に応じ、1日につき、1日あたり貸付料の倍額に相当する額を違約金として徴収する。